

東浦町宅配ボックス設置費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宅配ボックスを設置する者に対し、人との接触機会の低減を図り、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とする東浦町宅配ボックス設置費助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。
(助成対象の宅配ボックス)

第2条 助成金の対象となる宅配ボックスは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国が実施する次世代住宅ポイント制度の対象となるもの又はそれと同等以上の性能を有すると町長が認めるもの
- (2) 固定設置することが想定されているもの
- (3) アンカーボルト等で固定設置されたもの
- (4) 新品で購入したもの（オークション、フリーマーケットその他町長が適当ではないと認める取引により購入したものを除く。）
- (5) 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の住所又はその同一敷地内に自らが使用する目的で設置したもの
- (6) 購入及び設置に要する費用が2万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以上のもの
- (7) 集合住宅等において共同で使用しないもの
(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和2年9月1日から令和3年2月28日までに宅配ボックスを購入し、及び設置した者
- (2) 申請日において、本町の住民基本台帳に記録された者
- (3) 本町に引き続き住み続ける意思のある者
- (4) 宅配ボックスの転売を目的としていない者
(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、宅配ボックスの購入及び設置に要する費用とする。
(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、その額が8万円を超える場合には、8万円を限度とし、予算の範囲内において町長が定める額とする。

2 助成金の交付は、1世帯につき、宅配ボックス1台、1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 申請者は、東浦町宅配ボックス設置費助成金交付申請書兼請求書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、宅配ボックスを設置後30日以内又は令和3年3月15日のいずれか早い日までに町長に申請するものとする。

- (1) 設置した宅配ボックスのカタログその他製品の詳細が分かるもの
 - (2) 宅配ボックスの購入店、購入日、購入金額及び製品名並びに申請者の氏名が確認できる領収書等の写し
 - (3) 宅配ボックスを設置したこと及び固定されている状況が確認できる写真
 - (4) 振込先の口座番号が確認できる書類の写し
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- (交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査した上、助成金の交付の可否を決定し、東浦町宅配ボックス設置費助成金交付・不交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(検査等)

第8条 町長は、助成金の交付を受けた者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、助成金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段で助成金の交付を受けたとき。
- (2) その他町長が助成金を交付することが適切でないと認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条及び第9条の規定は、同日以後もなお効力を有する。